

明日の農業担い手育成塾 (農業法人研修コース) 研修生募集

主穀、施設園芸、果樹で農業を始めたい人を応援します！



内容

明日の農業担い手育成塾(農業法人研修コース)は、初期投資額が高額な主穀・施設園芸・果樹の経営を希望する新規就農者が、県内の農業法人等で、農業を始めるために必要な技術や知識に関する研修指導(2年程度)を受けたり、就農後に使うこととなる機械や施設整備の支援を受けられる埼玉県独自の支援制度です。

メリット

- ① 県内農業法人等で、働きながら生産技術や経営管理を学ぶことができます。
- ② 就農後に必要な機械・装置、ハウスの改修・移設に係る費用の4分の3、最大750万円まで県の補助を受けることができます。
- ③ 研修機関である農業法人や関係機関の協力を得ながら、就農に必要な農地やハウスを取得できます。

問合せ先

埼玉県 農林部 農業支援課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

☎ 048(830)4052 ☎ 048(830)4833



さいたまっち & コバトン

補助内容

明日の農業担い手育成塾(農業法人研修コース)では、初期投資額が高額な主穀・施設園芸・果樹経営での就農を希望する方を研修生として受け入れ、研修指導や就農支援を行う農業法人に対し、以下の費用を補助します。

このうち、「2 研修用農場の環境支援」で整備する研修を行うために必要な機械、施設については、研修生が独立就農する時に、研修受入法人から独占的に貸与又は譲渡し、最終的には全て譲渡されることとなっています。

区分(*1)	内容	補助率
1 研修支援	主穀・施設園芸・果樹の研修を行う農業法人等に対し、研修で使用する種苗費や栽培管理支援システム利用料等の補助や指導謝金の助成をします。	種苗費等費用:3/4以内(*5) 指導謝金:10万円/月
2 研修用農場の環境支援	研修を行うために必要な機械(*2)の導入及び施設の改修(*3)経費の補助をします。	3/4以内(*5) (上限750万円)
3 研修用農地の整備支援	農地利用状況調査において遊休農地と判定された農地を研修用農地(*4)として使用する場合、その整備費を補助します。	100千円/10a

事業の流れ



研修生の要件

- ・選考審査において、将来、埼玉県内に独立就農すると見込まれた者であること
- ・本事業により整備した機械、施設を、法定耐用年数期間内に事業実施主体(研修受入法人)から譲り受けた場合は、適正に管理・運営すること
- ・研修期間中は、半年ごとに研修状況報告を提出すること
- ・原則として、研修終了後1年以内に就農すること
- ・原則として、研修先の農業法人等の代表者の3親等以内の親族ではないこと

※ 本事業では研修生の年齢要件は設けていませんが、国の新規就農者育成総合対策(就農準備資金、雇用就農資金)を併用する場合は研修生に年齢要件があるので注意してください。

研修制度に関する問合せ先

農業支援課若しくはお近くの農林振興センター農業支援部にお問い合わせください。

- 農業支援課(新規参入支援担当) ☎ 048-830-4052
- さいたま農林振興センター ☎ 048-822-1007
- 東松山農林振興センター ☎ 0493-23-8582
- 本庄農林振興センター ☎ 0495-22-3116
- 加須農林振興センター ☎ 0480-61-3911
- 川越農林振興センター ☎ 049-242-1804
- 秩父農振振興センター ☎ 0494-25-1310
- 大里農林振興センター ☎ 048-526-2210
- 春日部農林振興センター ☎ 048-737-6311